平成２５年（フ）第２３４号
三重県四日市市日永西２丁目９番12号　エクレール日永Ａ―202
債務者　竹田　明莉（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
三重県桑名郡木曽岬町大字白鷺628番地149
債務者　大戸　美香
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
三重県桑名市大字安永823番地５
債務者　落合理重子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
三重県四日市市小古曽２丁目２番11号　ツインクルメゾン１―103
債務者　後藤　紀子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
三重県四日市市伊坂台３丁目224番地　メゾンソレイユＢ―２Ｂ、前住所三重県三重郡川越町大字当新田724番地　シビックカワゴエ103
債務者　トリゴソ・バスコンセロス・エドウアルド
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津254番地28
債務者　鈴木　茂美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９６号
広島市安芸区矢野西４丁目24番29―７号
債務者　梶山　智子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９９号
広島市安佐南区上安２丁目35番10―410号第２上安住宅１号館
債務者　渡部　敏子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
山口県下関市神田町１丁目３番１号、前住所山口県下関市神田町１丁目９番16号
債務者　岡村重見こと　盧　　重見
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
高知県土佐市高岡町甲370番地
債務者　森田　和代
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３９号
高知市山手町23―３　コーポ山下405号、住民票上の住所高知市山手町17番地
債務者　西野　雅子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６２号
高知市長浜251番地　海辺の杜ホスピタル
債務者　尾﨑　順一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２１号
宮崎市大工３丁目88番地１　オクトワール宮崎西111号
債務者　井上　克能
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２３号
宮崎市清水１丁目11番17号　サンライズビル201号、前住所宮崎市大工３丁目213番地
債務者　和田　利加
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９８号
宮崎県北諸県郡三股町大字長田3183番地
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１３号
鹿児島県出水市美原町1700番地
債務者　二宮　富子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
鹿児島県薩摩川内市大小路町36番５号七福ビル301号、前住所鹿児島県薩摩川内市大小路町36番５号
債務者　今村　輝子（旧姓五反田）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係